

# 特定非営利活動法人 津市NPOサポートセンター

## 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人津市NPOサポートセンターという。

(事務所)

第2条 法人の主たる事務所は、三重県津市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、行政・企業・NPOとの協働を実践し市民活動団体を支援することを通じて、住民相互の交流と市民活動の活発化を促進し、明るく住み良いまちづくりを推進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条第1項別表各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 施設管理運営事業
- (2) 情報受発信事業
- (3) 市民活動支援事業
- (4) 行政、企業、NPOとの協働を促進する事業
- (5) ファンド支援事業
- (6) コミュニティの構築と形成に関する事業
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する個人、団体
- (2) 支援会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人、団体

#### (入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件は付さない。

- 2 正会員になろうとする者は、入会申し込み書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。理事会は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 支援会員になろうとするものは、入会申し込み書により、理事長に申し込むものとする。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 正会員及びその他の会員は退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(役員等及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名または2名

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事、1名以上2名以内を副理事長とすることができる。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。ただし、理事の内3分の1は、理事長の指名によって選任することができる。

2 理事長および専務理事および副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの会の職員を兼ねることができない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、この会の役員になることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産者で復権を得ないもの

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(4) 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第31条第7項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (5) 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 法第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

#### （役員の仕事）

第15条 理事長は、この法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理するとともに理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事会の決議にもとづき、この法人の業務を取り扱う。
- 4 理事は、この法人を代表し、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

#### （役員の仕事）

第16条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員の仕事はそれぞれの前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の仕事は現任者の残任期間とする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することはできる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するために、事務局をおく。

2 事務局には、事務局長及び事務局次長その他の職員若干名を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て理事長が任免し、職員は理事会の承認を経て事務局長が任免する。

## 第5章 会議

(種別及び構成)

第18条 会議は、総会、理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。団体正会員は、総会で表決を行う者1名を2年毎に定め、理事長に届け出る。

3 理事会は通常理事会及び臨時理事会とし、理事をもって構成する。

(会議の機能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画および活動予算の決定

(5) 事業報告および活動決算の承認

(6) 役員を選任又は解任

(7) 会費の額

(8) その他理事会が必要と認める重要な事項

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の決議の執行に関する事項

(3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎事業年度1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。
- 3 通常理事会は、年2回理事長が招集する。ただし、次の各号の一に該当する場合には、臨時理事会を招集しなければならない。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から請求があったとき。

(招集権者及び招集通知)

- 第21条 会議は、第20条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第20条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 理事長は、総会を招集するに当たっては、会議を構成する正会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、少なくとも会日より10日前までに通知を発しなければならない。
  - 4 理事長は、理事会を招集するに当たっては、会議を構成する理事に対し、前項の規定と同様にしなければならない。

(定足数)

- 第22条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議長)

- 第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
- 2 理事会の議長は、理事長または副理事長または専務理事がこれに当たる。

(議決)

- 第24条 会議における議決事項は、第21条第3項から第4項の規定によって予め通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に定める場合を除き、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決する所による。
  - 3 理事会の議事は、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決する所による。

(表決権等)

- 第25条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。また、各理事の表決権は平等なものとする。
- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
  - 3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
  - 4 本条第2項および第3項および第4項に規定する当該正会員または当該理事は、第22条および前条の規定の適用については出席したものとみなす。
  - 5 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長および出席した正会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印し、これらを保存しなければならない。
- 3 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 4 理事会の議事録には、議長及び、出席した理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が記名、押印し、これを保存しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 委託金
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第28条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。

(会計の原則)

第29条 この法人の会計は、次に掲げる原則にしたがって行なうものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
- (3) 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する内容を明瞭に表示したものとすること
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎年継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

(経費の支弁)

第30条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第31条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第32条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。



(予備費の設定及び使用)

第33条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第34条 この会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第35条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第37条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第38条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の

承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 雑則

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(細則)

第41条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大窪 久美子
専務理事	竹村 浩
常任理事	岩脇 圭一
理事	川北 輝
理事	濱田 昌平
理事	高垣 和郎
理事	平澤 田代
理事	渡辺 美代子
理事	高橋 美帆
理事	羽津本 圭太
理事	佐藤 信行
監事	辻本 晴美

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年6月末日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月末日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人・団体）	1口年額	2,000円
(2) 支援会員（個人・団体）	1口年額	2,000円
- 7 本法人の設立により、任意団体津市NPOサポートセンターの事業、会員及び財産は、この法人が継承する。
- 8 任意団体津市NPOサポートセンターの事務局職員及び給与の規定は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。